

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)<令和2年10月15日
付け厚生労働省事務連絡>(チェックリスト形式、障がい福祉サービス等事業所版)

(通所・短期入所等のサービス)

チェック日:令和 年 月 日 実施者名: 〇

(大阪市)

項目	内容	チェック	特記事項
感染防止に向けた取組			
感染症対策の再徹底	社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し進めること	<input type="checkbox"/>	
	感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等が分かるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に入出りした者等の記録を準備しておくこと。	<input type="checkbox"/>	
	入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。	<input type="checkbox"/>	市への報告 介護保険課(指定・指導G)、 運営指導課: corona-kaigo@city.osaka.lg.jp
	厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA:COVID-19Contact-Confirming Application)」について、本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、右記URLに掲載されている資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知を行うこと。業者等の施設内に入出りする者にも周知を行うことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
面会	面会については感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、救急やむを得ない場合を除き、制限する等の対応を検討すること。 具体的には、地域における発生状況や大阪府等が示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。	<input type="checkbox"/>	
	一部の施設においてはオンライン面会を実施しており、右記事務連絡等も参考に引き続きオンラインでの実施を考慮すること。	<input type="checkbox"/>	(高齢者) 「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/000631175.pdf (障がい者) 「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/000632967.pdf

施設等における取組

地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ感染防止対策を行った上で実施すべきであること。			
面会を実施する場合の留意事項	面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。	<input type="checkbox"/>	
	面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、臭覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。	<input type="checkbox"/>	
	面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。	<input type="checkbox"/>	
	面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。 ・感染者との濃厚接触者でないこと ・同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと ・過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと ・過去2週間以内に発熱等の症状がないこと ・過去2週間以内に、政府から「入国制限」、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。 ・人数を必要最小限とすること。	<input type="checkbox"/>	
	面会者には、面会を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。	<input type="checkbox"/>	
	面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
	寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。	<input type="checkbox"/>	
	面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。	<input type="checkbox"/>	
面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。	<input type="checkbox"/>		
外出	右記の通知のうち三(3)1)①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指消毒」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。	<input type="checkbox"/>	「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更))(新型コロナウイルス感染症対策本部決定) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf
	感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。	<input type="checkbox"/>	

	施設への立ち入り	委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱や咳が認められる場合には入館を断ること。	<input type="checkbox"/>	
		業者等の施設内に入りし者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。	<input type="checkbox"/>	
		委託事業者等が施設内に立ち入る場合は、マスク着用と手指消毒を実施すること。	<input type="checkbox"/>	
職員の取組	感染対策の再徹底	職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、右記マニュアル等を参照の上対策を徹底すること。	<input type="checkbox"/>	「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」 https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf 「介護現場における感染対策の手引き」 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf
		職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。	<input type="checkbox"/>	職員には事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含む。
		過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは上記と同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。	<input type="checkbox"/>	
		発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」(令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名 事務連絡)を踏まえて適切に対応すること。	<input type="checkbox"/>	(厚生労働省 事務連絡) https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000497/497459/20200514-1.pdf
		職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにすること。	<input type="checkbox"/>	
		職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。	<input type="checkbox"/>	
		ケア等の実施に当たっての取組	基本的な事項	可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
定期的に換気を行う。	<input type="checkbox"/>			
互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。	<input type="checkbox"/>			
声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。	<input type="checkbox"/>			
清掃を徹底し、共有物(手すり等)については必要に応じて消毒を行う。	<input type="checkbox"/>			
職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。	<input type="checkbox"/>			
送迎時等の取組	送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。		<input type="checkbox"/>	
	過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは上記と同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。		<input type="checkbox"/>	
	送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)の消毒を行う。		<input type="checkbox"/>	

対応等	発熱により利用を断った利用者については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に情報提供を行い、当該両支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。	<input type="checkbox"/>	
	府や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるよう努めるものとする。	<input type="checkbox"/>	
	リハビリテーション等の実施の際の留意点	利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、基本的事項における「3つの密」を避ける取組を踏まえて実施すること。	
新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組			
<p>利用者及び職員等に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、以下の取組を徹底する。 なお、(※)以外は新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の扱いとする。その際の「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替える。</p>			
情報共有・報告等の実施	職員及び利用者等に感染者が発生した場合、当該事業所は、速やかに施設長等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者又は当該利用者の支給決定を行う市へ報告を行うこと。また当該利用者の家族等や主治医及び担当の居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に報告を行うこと。	<input type="checkbox"/>	指定権者、市への報告 市介護保険課(指定・指導G)、 運営指導課： corona-kaigo@city.osaka.lg.jp 「大阪市新型コロナ受診相談C」 TEL：06(6647)0641 FAX：06(6647)1029
	(※)職員や利用者等に感染が疑われる者が発生した場合は、主治医や地域で身近な医療機関、「大阪市新型コロナ受診相談センター」等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに指定権者への報告を行うこと。当該利用者の家族等に報告を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
消毒・清掃などの実施	<p>感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースは消毒・清掃を実施する。</p> <p>手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。 トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。 保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>【感染が疑われる者】</p> <p>高齢者福祉施設等の利用者や職員であって、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者や職員については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者)、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。</p>
積極的疫学調査への協力等	感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	<p>(※)感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定すること。濃厚接触が疑われる職員については、次を参考にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者 ○適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診療、看護若しくは介護していた者 ○新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者 ○手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、感染が疑われる者と15分以上の接触があった者 <p>特定した利用者については、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に報告を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/>	

感染者への適切な対応の実施	職員の 場合	職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこと。	<input type="checkbox"/>	厚生労働省事務連絡(令和2年4月2日) https://www.mhlw.go.jp/content/000618525.pdf
		(※)感染が疑われる職員は、主治医や地域で身近な医療機関、「大阪市新型コロナ受診相談センター」等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。	<input type="checkbox"/>	
	利用者の 場合	利用者に感染が判明した場合は、原則入院することとなること。	<input type="checkbox"/>	
		(※)感染が疑われる利用者は、主治医や身近な医療機関、「大阪市新型コロナ受診相談センター」等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。	<input type="checkbox"/>	
新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応の実施				
保健所により濃厚接触者とされた職員		自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
		(※)濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。	<input type="checkbox"/>	
保健所により濃厚接触者とされた利用者	短期入所施設の利用者	自宅待機を行い、保健所に指示に従う。居宅介護新事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。	<input type="checkbox"/>	
		原則として個室に移動する。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者と同室とする。	<input type="checkbox"/>	
		有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。	<input type="checkbox"/>	
		個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。	<input type="checkbox"/>	
		濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底する。	<input type="checkbox"/>	
		濃厚接触利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。	<input type="checkbox"/>	
		職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦などは、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
		濃厚接触利用者のケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。	<input type="checkbox"/>	
		職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。	<input type="checkbox"/>	
		体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。	<input type="checkbox"/>	
		ケアの開始時と終了時に(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケアの前後の手洗い」を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しないこと。無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で個室又はベッドサイドにおいて、実施も可能であること。	<input type="checkbox"/>			

短期別入所施設濃厚接触利用者に対する留意点	食事の介助等	原則として個室で行う。	<input type="checkbox"/>	
		食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。	<input type="checkbox"/>	
		食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。	<input type="checkbox"/>	
		まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。	<input type="checkbox"/>	
	排泄の介助等	使用するトイレの空間は分ける。	<input type="checkbox"/>	
		おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用する。	<input type="checkbox"/>	
		使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じる。ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用后ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。	<input type="checkbox"/>	
	清潔・入浴の介助等	介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。	<input type="checkbox"/>	
		個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も必要な清掃等を行う。	<input type="checkbox"/>	
	リネン・衣類の洗濯等	当該利用者のリネンや衣類は、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80℃10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。	<input type="checkbox"/>	
		当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる。	<input type="checkbox"/>	
	(注)	介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)別表第1の4の項の中欄に掲げる施設に該当する施設において生じた使用済みおむつ及びティッシュペーパー等については感染性廃棄物として処理を行うこと。 それ以外の施設において生じた廃棄物は、感染性廃棄物には当たらないが、当該施設内や廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどして適切な処理を行うこと。 詳細は右記マニュアル、ガイドラインを参照のこと。	<input type="checkbox"/>	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月) https://www.env.go.jp/recycle/kan-sen-manual1.pdf 「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和2年9月) http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf